



2019年9月12日

各 位

会社名 株式会社 稲葉製作所
代表者名 代表取締役社長 稲葉 明
(コード：3421、東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 杉山 治
(TEL. 03-3759-5201)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年9月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、2019年10月24日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年10月24日
定款変更の効力発生日	2019年10月24日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>② (現行どおり) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

以上